

船橋市児童相談所

基本設計の概要



建物東側イメージパース
(鳥瞰図)

基本方針 ～市児童相談所が目指す姿～

船橋の全ての子どもの安全で安心な生活を守り
健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点

(船橋市児童相談所基本構想より)

児童福祉法の理念に基づき、子どもたちの安全で安心な生活を守るために市児童相談所を設置し、健やかな成長と発達を支援します。また、子どもは家庭において生まれ、地域の助けを得て成長します。市児童相談所は、子どもの養育を担う家庭に寄り添い支えるとともに、地域の関係機関と連携して、子どもの養育の支援に取り組んでいきます。

7つの設計方針

1. 安全・安心な施設

一時保護所の安全性を確保し、保護されている子どもが安心して過ごせる施設。

2. 快適な居住性への配慮

保護されている子どもが快適に暮らすことができる施設。

3. プライバシーの確保

相談者同士のプライバシーや、保護されている子どもが建物周辺から見えないよう配慮した施設。

4. 地域との良好な関係

周辺環境に配慮した植栽計画及び建物デザインとすることで、地域における良好な景観を形成する施設。

5. 職員が働きやすい執務環境

職員同士の連携がとりやすく、将来的な職員増に備えた柔軟性のある執務スペースを確保した施設。

6. 環境配慮

CO2 排出削減に配慮した環境にやさしい施設。

7. 災害対策

自然災害時においても、保護されている子どもの生活や児童相談所の機能を維持することができる施設。

施設概要

建設地：船橋市若松二丁目1番16
敷地面積：3,086.21 m²
構造 / 規模：鉄筋コンクリート造 地上3階
延べ面積：3,650 m²
施設諸元概要：

児童相談所エリア 面接室 16 室、集団面接室
親子交流スペース
一時保護所エリア 居室、静養室、親子訓練室
心理療法室、学習室、体育室
中庭、屋上広場
一時保護所定員：32 名



計画地



本計画地は、JR南船橋駅南口にある市有地であり、駅近で利便性が高く、市役所からも比較的近いことで関係する部署との連携が取りやすい立地となっています。

周囲は分譲住宅や広場、商業施設、高齢者福祉施設等の整備が計画されています。

また、計画地の西側には若松団地、南側には保育園や児童ホーム等があります。

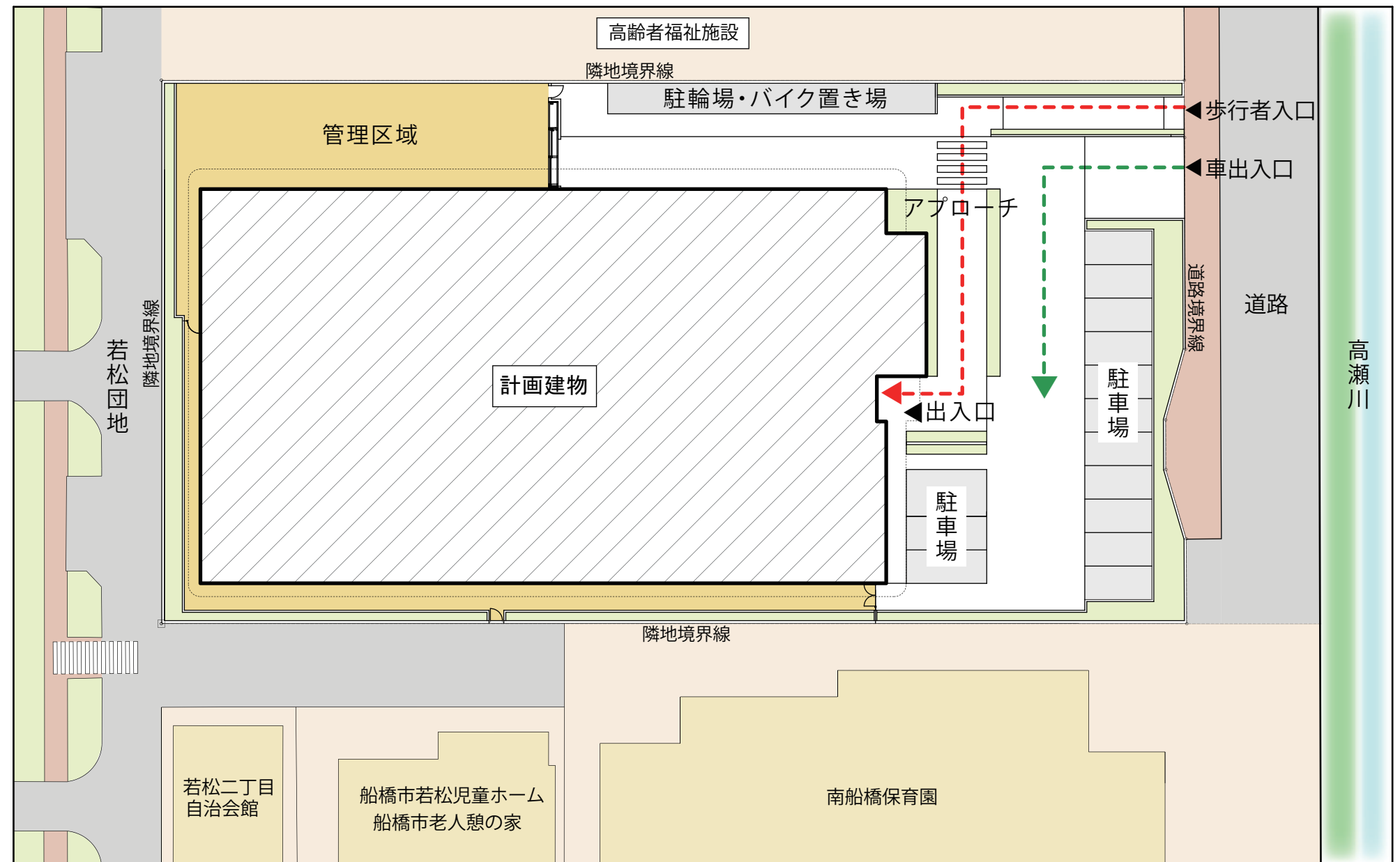
土地利用計画

施設の特性上、敷地は一般の来所者が出入りすることができる「一般区域」と、一時保護所の子どもの安全性の確保やプライバシーに配慮するため関係者のみが利用することができる「管理区域」に分けられます。

「一般区域」は道路側からアクセスしやすい位置に、「管理区域」は建物正面から離れた人目に付きにくい位置に配置しています。

○凡例

- 児童相談所アプローチ（徒歩）
- 児童相談所アプローチ（車）



安全・安心な施設

- ・ 一時保護所出入口の安全性を確保するため、関係者以外が立ち入ることができない管理区域を設けます。
- ・ 建物周囲の異常を常に把握できるよう、防犯カメラやセンサーを活用します。

子どものプライバシーへの配慮

- ・ 建物周辺から子どもが見えないよう、一時保護所出入口付近に目隠しフェンスを設置します。

周辺環境への配慮

- ・ 良好な景観を形成するため、隣地境界には季節を感じられる樹木をバランスよく配置します。

来所者への配慮

- ・ 来所者の安全性を確保するため、歩行者と車の動線を分離します。
- ・ バリアフリーに配慮し、道路からスロープを設けます。

災害対策

- ・ 高潮、洪水等のリスクを考慮し、出入口に止水板を設けます。

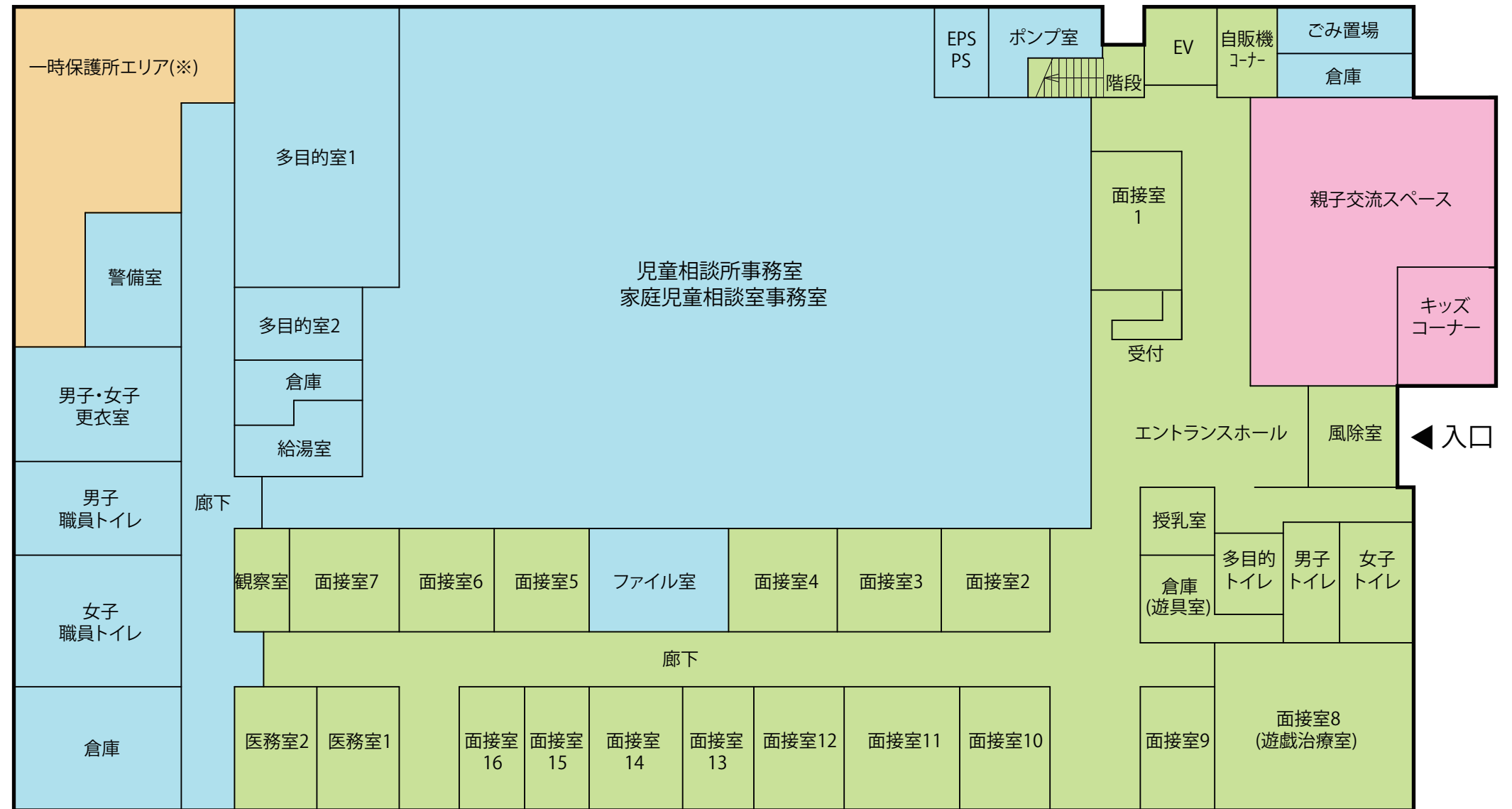
市児童相談所は、子どもや家庭に関する相談・援助・指導・介入などを行う「児童相談所（家庭児童相談室機能を含む）」と、子どもと保護者を離し一時的に保護する「一時保護所」の機能を有しています。

「児童相談所」は、誰でも気軽に訪れることができ、落ち着いて相談ができる環境に配慮した施設とし、「一時保護所」はセキュリティを確保し、子どもが安心して生活ができる環境に配慮した施設とします。

(※) 一時保護所エリアは、子どもの安全性を確保するため詳細は非公表

○凡例

- 児童相談所 管理区域
- 児童相談所 一般区域
- 親子交流スペース
- 一時保護所



1階平面図

気軽に訪れることができる施設

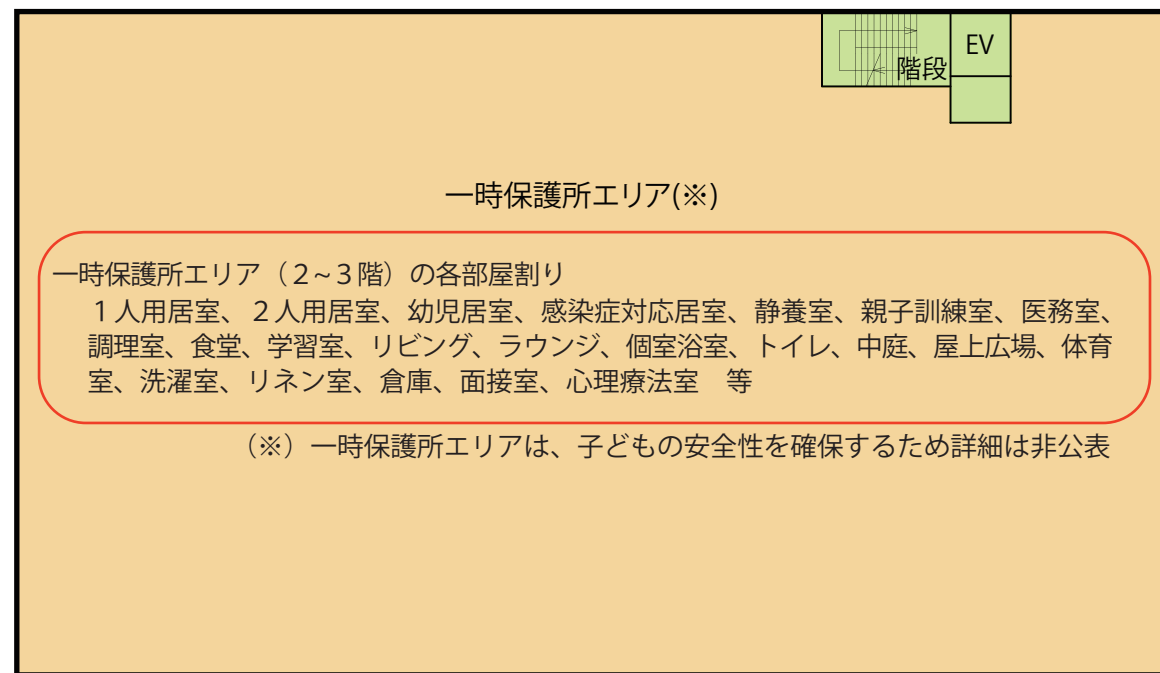
- ・ 子どもと保護者が自由に遊べるキッズコーナーのほか、子育てに関する交流活動やイベント、情報発信など多様な活動に使用でき、気軽に訪れることができる親子交流スペースを設けます。

相談の質の向上

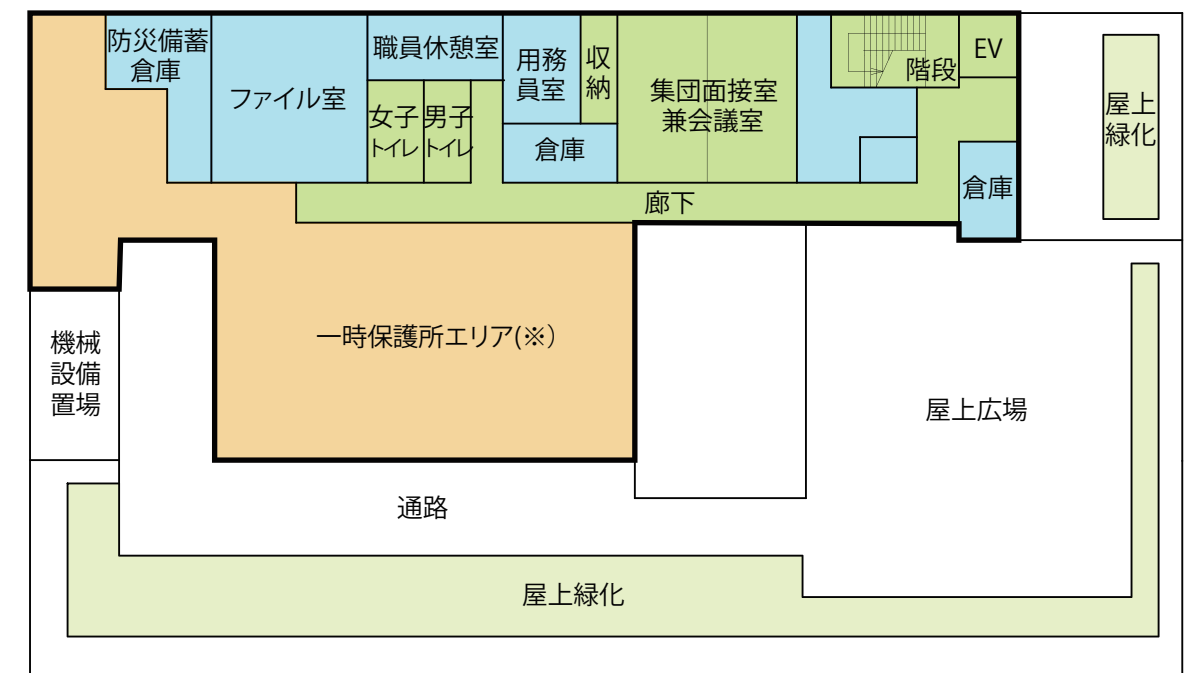
- ・ 十分な面接室数を確保するとともに、相談者や相談内容に合わせ面接室ごとに仕様を変えることで、相談の質の向上を図ります。

職員が働きやすい環境

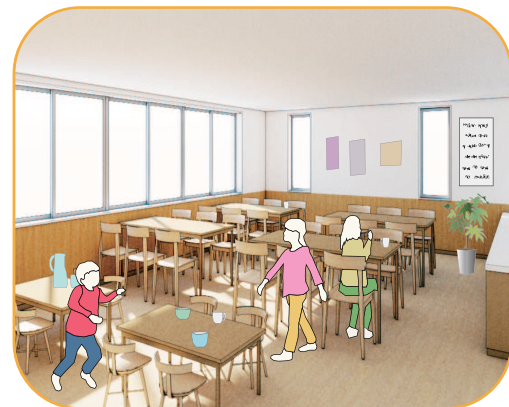
- ・ 児童相談所と家庭児童相談室の職員が連携しやすいよう、事務室を一体化したレイアウトとします。
- ・ 将来の職員数の増加に備え、柔軟性のある事務スペースを確保します。
- ・ 職員の働きやすさに配慮し、職員用の更衣室やトイレを設けます。



2階平面図



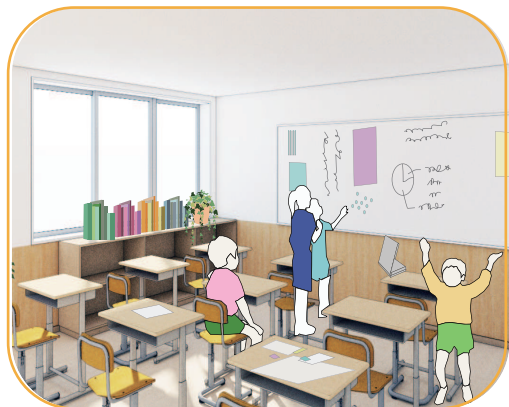
3階平面図



食堂イメージ



リビングイメージ



学習室イメージ

安全・安心な施設

- 子どもを見守りやすいよう、事務室からも子どもの姿が見えるレイアウトとします。
- 転倒等の危険性がある場所の安全対策やガラスの破損などの対策を講じます。
- 安心して過ごせるよう、男女の居室エリアを分けし、可動間仕切りを設けることで男女比率の変更に対応します。
- 一時保護所内に専用の面接室を設けます。

子どものプライバシーへの配慮

- 施設内での子どものプライバシーに配慮し、居室を個室化します。

居住性への配慮

- 子どもがくつろげるようラウンジやリビングスペースを設けます。
- 屋内や屋外で運動ができるよう体育室や中庭、屋上広場を設けます。

学習環境の整備

- 一時保護期間中も学力を維持し、保護解除後に滞りなく学校生活に戻れるよう学習室を設けます。

効率的な動線の確保

- 効率的に食事を提供するため、調理室と食堂を隣接させたレイアウトとします。
- 作業効率を考慮し、洗濯室とリネン室を隣接させたレイアウトとします。

広いスペースの確保

- 大人数の研修会や集団面接を行うことができる部屋を確保します。

災害対策

- 保護されている子どもの生活を維持できるように必要な防災備蓄と非常用電源を確保します。
- 高潮、洪水等の浸水リスクを考慮し、生活の場である一時保護所、防災備蓄倉庫、非常用発電機等は2階以上に配置します。

環境への配慮

- 建物の高断熱化や空調・照明等設備機器の高効率化などの省エネルギー対策の促進及び自然採光や自然換気など自然エネルギーの利活用に努めます。

周辺地域への配慮

- 周辺地域への騒音と景観に配慮し、空調室外機や受変電設備等は屋上に設置するとともに、目隠し壁を設けます。

外観イメージパース



建物東側イメージパース
(アイレベル)

開設までのスケジュール（工程表）

	R 4年度				R 5年度				R 6年度				R 7年度				R 8年度			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	
設計	基本設計		実施設計																	
建設工事						発注準備	工事													
開設準備																開設準備	開設			

令和4年12月

船橋市健康福祉局子育て支援部家庭福祉課

千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

TEL：047-436-2959 FAX：047-431-8077

E-mail：katei-fukushi@city.funabashi.lg.jp

**船橋市児童相談所
基本設計の概要**